

「ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）」応募要項

この要項は、長野県教育委員会事務局（以下、「県教育委員会」という。）が指定する「ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）」（以下、「実践校」という。）の応募に必要な事項を定めるものである。

1 実践校が目指す学校の姿

全ての子どもが「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するために、自ら学び方等を選択でき、自己実現できる（ウェルビーイング）学校

2 実践校として取り組むこと

- (1) 「学校の仕組み変革」（詳細は別表1のとおり）に取り組む。
- (2) 学校の準備から運営段階に至るまで、子ども、保護者、地域との意見交換等を通して、一緒に学校づくりに取り組む。
- (3) 取組の経過をオープンにするとともに、学校公開を行う。

3 県教育委員会の支援

(1) 支援内容

- ア 県教育委員会に「学校改革支援センター（仮称）」を設置するとともに、実践校若しくは所在する市町村（学校組合）教育委員会（以下、「市町村教育委員会」という。）に本業務に従事する教員を加配し、伴走支援を行う。
- イ 実践校の教員向け研修の企画・実施及び県外視察の旅費を支出する。

(2) 支援期間

- 概ね3年を予定（令和7年度の準備期間及び令和8～9年度の運営期間）
ただし、「学校改革支援センター（仮称）」による伴走支援は、上記期間後も継続して行う見込み。

4 募集対象

長野県内の市町村教育委員会及び公立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校

5 応募方法

実践校の指定を希望する学校は、提案書を、市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ提出する。市町村教育委員会による応募の場合は、市町村教育委員会から県教育委員会へ提出する。特別支援学校及び県立中学校による応募の場合は、各学校から県教育委員会へ提出する。

なお、提案書の作成にあたっては、別表2を参照すること。

【提出先】	kyoiku@pref.nagano.lg.jp あてメールで提出
【提出締切】	令和6年11月7日(木)

6 選考について

- (1) 提出された提案書の内容を考慮し、全県で最大10校程度(予定)を指定する。
- (2) 県教育委員会において、書類による選考を行う。選考結果は、12月上旬までに通知する。
- (3) 選考において、応募内容に基づき、県教育委員会から問い合わせを行う場合がある。

7 事業スケジュール

令和6年 11月7日	提案書提出締切
12月上旬	選考結果の通知
令和7年度	支援開始、準備期間(企画内容の磨き上げ、実施に向けた関係者間の調整、研修・視察等)
令和8年度～	運営開始

8 その他

- (1) 応募にあたり、学校や地域の規模は問わない。

【応募単位の例】

- ・市内のうち、同一校区内の2小+1中+市教育委員会
- ・町内のうち、1小+1中+町教育委員会
- ・村内のうち、1小(中)+村教育委員会
- ・A町と周辺B・C村のうち、3小+1組合中+町・村・学校組合教育委員会
- ・市町村(学校組合)教育委員会

- (2) 応募期間が限られることから、提案書の作成にあたっては、各団体間の調整が困難であることが予想される。その場合は、別表2に示す提案項目のうち、「1. どんな学校をつくりたいか、どんなことに挑戦したいか」を中心に記載し、「2. 何に、どのように取り組むのか」については、調整前の素案でも差し支えない。その際、素案の精度を上げるための企画内容の磨き上げや、実現可能性を高めるための調整等については、令和7年度の準備期間で実施していくものとする。
- (3) 県教育委員会の支援内容及び支援期間(本要項3(1)及び(2))について、県の令和7年度当初歳出予算において関連する予算が計上されない場合には、支援内容が変更となる場合がある。

9 問合せ先

- 長野県教育委員会事務局教育政策課（担当：石川、中村）
TEL：026-235-7423（直通）
Mail：kyoiku@pref.nagano.lg.jp
- 長野県教育委員会事務局義務教育課（担当：藤木）
TEL：026-235-7426（直通）
Mail：gimukyo@pref.nagano.lg.jp
- 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（担当：一色）
TEL：026-235-7434（直通）
Mail：kyogaku@pref.nagano.lg.jp

(別表1)「学校の仕組み変革」の例

趣旨	学校内にある様々な慣習や従来の方針を、今の時代に合わせて柔軟に見直す取組
取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもたち自身が学校のルールを作る・決める・ 幼保（やまほいく等）と小学校の接続・ 異年齢での学級、学習の実践・ 時間割・宿題・テスト・通知表等の在り方を変える・ 校務精選等の働き方改革・ 特例校制度の活用（教育課程特例校、授業時数特例校） 等

※趣旨に合致していれば、取組例以外の取組を行っても差支えない。

(別表2) 提案書作成上の注意点

提案書には、以下の項目を盛り込むこと。なお、様式は、PowerPoint等の任意形式でよいが、学校ごとA4サイズ相当で2ページ以内におさめること。

1. どんな学校をつくりたいか？どんなことに挑戦したいか？

(夢を描いてください)

2. 何に、どのように取り組むのか？

(記載のポイント)

- ・ 要項2(1)～(3)が踏まえていること
- ・ 具体的な取組の内容と、それをどのように行うか
- ・ 保護者、地域との連携方法
- ・ 想定される壁とその乗り越え方及び、県の伴走支援に求めること
- ・ 活用を検討している制度
- ・ その他

3. 提案者の情報

市町村教育委員会名、学校名、提案書作成者の所属・職氏名・TEL・Mail

(公印省略)

(参考：提出時の注意点)

実践校の指定を希望する学校は、提案書を、市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ提出する。市町村教育委員会による応募の場合は、市町村教育委員会から県教育委員会へ提出する。特別支援学校及び県立中学校による応募の場合は、各学校から県教育委員会へ提出する。